令和５年１２月８日

組合員の皆様へ

のぞみ信用組合

所在不明の組合員に対する除名についてのお知らせ

当組合は、平成２７年９月１日付の定款変更により、所在不明の組合員を除名できる対象者としております。

これにより、下記に該当する組合員の方は、令和６年６月開催予定の通常総代会での決議により除名となることがございます。

つきましては、住所等を変更された組合員の方で当組合への届出住所等の変更手続を行っていない方は、速やかに変更手続を行っていただくようにお願い申し上げます。

記

所在不明の組合員とは、当組合で所在が把握できない組合員の方で次の①～③の全てに該当し、且つ当組合が除名することが適当と判断させていただいた方をいいます。

①５年以上継続して当組合の事業を利用していない方

②当組合の通知又は催告が５回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて１回の通知又は催告とみなす。）以上継続して返戻された方

③当組合への届出住所等に所在していないことが確認できた方

※除名の手続につきましては、令和６年４月下旬にお知らせする予定（店頭掲示・ホームページ掲載）です。

以　上

お問合せ先
　のぞみ信用組合　本支店
　または　総務部（電話：０６－６９４４－２１０２）
　受付時間　当組合営業日の午前９時～午後５時